

アクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金交付要綱

29 公東観地観第 610 号

平成 29 年 11 月 15 日決定

30 公東観地観第 425 号

平成 30 年 6 月 11 日一部改正

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施するアクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京都を訪れる障害者や高齢者等、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々（以下、「障害者等」という。）が、安心して快適に都内観光を楽しめる環境を整備するため、東京都内の宿泊施設、飲食店、小売店等の事業者が実施する障害者等の受入に関する接遇サービスの改善・向上に向けた取組を支援し、アクセシブル・ツーリズムを推進することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は以下のいずれかに該当する法人又は個人とする。

(1) 第 4 条から第 8 条に定める事業を営むもので、第 9 条に定める事業を自らの費用負担で実施するもの

2 ただし、次の各号に該当する法人又は個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。

(3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの（ただし、補助金申請後、実績報告時までに営業許可を受ける予定のあるものを除く。）

(5) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの

(6) 過去に国・都道府県区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起したもの

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整

理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの

(8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの

(9) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないとして財団理事長（以下「理事長」という）が判断するもの

3 本補助金の交付は、同一の補助事業者につき、1 回限りとする。

（補助金の交付対象となる事業者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる宿泊業を営むものとは東京都内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている宿泊施設において、宿泊業及びその業種に属する事業を主たる事業として営むものであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っているもの及びこれに類するものは除く。

第 5 条 補助金の交付の対象となる飲食業を営むものとは、次の各号に全て該当するものとする。

(1) 東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている店舗において、飲食業及びその業種に属する事業を主たる事業として営むものであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 1 1 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 1 3 項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するものは除く。

(2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

(3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

第 6 条 補助金の交付の対象となる小売業を営むものとは、次の各号に全て該当するものとする。

(1) 東京都内において販売場を設けて営業を行っている店舗において、小売業及びその業種に属する事業を主たる事業として営むものであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っているもの及びこれに類するものは除く。

(2) 中小企業者であること。

(3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

第 7 条 補助金の交付の対象となるサービス業を営むものとは、次の各号にすべて該当するものとする。

(1) 東京都内において、旅行者を対象としたサービス等を直接提供する店舗又は施設において、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 1 1 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 1 3 項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類する

ものは除く。

- (2) 中小企業者であること。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

第8条 補助金の交付の対象となる交通業を営むものとは、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業あるいは同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であつて、事業の停止処分等を受けていないこと。

（補助金交付対象事業等）

第9条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が所有または管理運営する都内の店舗または施設（以下、「補助対象施設等」という。）に勤務する従業員等を対象として行う、以下の各号の要件を満たす接客サービスの改善・向上に係る研修事業とする。

- (1) 第2条の目的に適合する内容であること。
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十五号）に定める差別的取扱いの禁止及び合理的配慮に関する理解を促進する内容を含むこと。
- (3) 補助事業者が補助対象施設において実施する事業に即した接客サービスの向上に関する内容を含むこと。
- (4) 介助等の接客サービスに関する実習、実技を行うこと。
- (5) 講師等として障害当事者が参加すること。
- (6) 研修の企画・実施にあたり、アクセシブル・ツーリズムの推進に関する実践的な知識・経験を有する有識者の指導・助言又は監修を受けたものであること。

2 補助対象期間は、交付決定の日から1年間とする。

（補助対象経費）

第10条 理事長は、補助事業者が取り組む研修事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表1の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表1の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、別表1-2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書及び別記第2号様式による暴力団及び暴力団員等に該当しないことなどの誓約書等にその他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を別途定める審査会に諮った上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第3号様式により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、別記第3号様式による補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるなどの理由により、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る設備及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業の内容変更等)

第16条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第4号様式によるアクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金(変更・中止)申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

- 2 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第5号様式によるアクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金（変更・中止）承認通知書により補助事業者へ通知する。

(補助事業遅延等の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第6号様式によるアクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金に係る補助遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告に基づき理事長から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第18条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第19条 理事長は、補助事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記第7号様式によるアクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 第16条第1項第2号の規定により中止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第21条 理事長は、前条の規定による事業完了実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費の2分の1の額（千円未満の端数は切捨て）又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第22条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した

期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

- 2 第20条の規定による事業完了実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の支出)

第23条 第21条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに別記第9号様式によるアクセシブル・ツーリズム推進受入環境整備支援補助金請求書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、当該請求書が提出されたときは、速やかに支出するものとする。

(決定の取消し)

第24条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 第3条の規定による交付決定の通知を受けた日から1年以内に事業に着手しなかったとき。

- 2 前項の規定は、21条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第25条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第26条 補助事業者は、第24条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第27条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納

付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第28条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第10号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 理事長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(補助金の経理等)

第29条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第30条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 理事長は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第31条 理事長は、補助事業者の名称・代表者名を公表することができる。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(都との情報共有)

第32条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

別表 1 (補助対象経費等)

補助対象経費	<p>補助事業の実施に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 研修の開催にかかる費用</p> <p>(2) 接遇マニュアルの作成にかかる費用 ((1) を実施した場合に限る。)</p> <p>委託料、講師謝金 (出張旅費も含む)、賃借料、印刷製本費等</p> <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体等が実施する他の補助制度の対象となった経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接経費 (消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等) ・ 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・ 交付決定前に発注した業務に要する経費 ・ 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 ・ 補助金申請書に記載のものと異なる経費 ・ 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 ・ 他の取引と相殺して支払が行われている経費 ・ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社 (資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等) との取引に係る経費 ・ 過剰とみなされる経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 ・ その他、理事長が適切ではないと判断する経費

別表 1 - 2 (補助金の額)

<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>1 補助率</p> <p style="padding-left: 20px;">1 事業者当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>2 補助限度額</p> <p style="padding-left: 20px;">1 事業者当たり、1,500 千円</p>
--